

畜産安全対策事業の運用について

制 定	平成 20 年	4 月 22 日	19 消安第 15124 号
一部改正	平成 21 年	4 月 1 日	20 消安第 12879 号
一部改正	平成 22 年	4 月 1 日	21 消安第 14389 号
一部改正	平成 23 年	4 月 1 日	22 消安第 10051 号
一部改正	平成 25 年	5 月 16 日	24 消安第 6304 号
一部改正	平成 26 年	3 月 24 日	25 消安第 6073 号
一部改正	平成 27 年	4 月 9 日	26 消安第 6625 号
一部改正	平成 28 年	4 月 1 日	27 消安第 6273 号
一部改正	平成 30 年	3 月 29 日	29 消安第 6515 号
一部改正	平成 31 年	3 月 27 日	30 消安第 6011 号
一部改正	令和 2 年	3 月 31 日	元消安第 5766 号
一部改正	令和 3 年	4 月 1 日	2 消安第 6398 号
一部改正	令和 4 年	5 月 12 日	4 消安第 693 号
一部改正	令和 4 年 12 月 9 日	4 消安第 4626 号	
一部改正	令和 5 年 3 月 30 日	4 消安第 6872 号	
一部改正	令和 5 年 11 月 29 日	5 消安第 4284 号	
一部改正	令和 6 年 3 月 29 日	5 消安第 6362 号	
一部改正	令和 6 年 12 月 17 日	6 消安第 4734 号	
一部改正	令和 7 年 3 月 31 日	6 消安第 6065 号	
一部改正	令和 7 年 12 月 16 日	7 消安第 4955 号	
一部改正	令和 8 年 4 月 7 日	7 消安第 6398 号	

第 1 本運用通知の対象となる事業の種類

本運用通知の対象となる事業の種類は、動植物防疫対策事業実施要領（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 消安第 6184 号農林水産事務次官依命通知。以下「要領」という。）の別表の事業の種類のカラムの I に掲げる事業とする。

第 2 目標に対する取組

本事業は、事業実施主体の自主的な取組を支援し、要領第 2 の（1）に掲げる事項に係る目標の達成を図るものとする。

第 3 共通事項関係

1 事業実施計画の提出

要領第 4 の 1 の事業実施計画は、事業実施主体及び事業の種類ごとに別記

様式第 1 号に準じて作成するものとする。

2 事業の着手

要領第 4 の 2 の事業の着手は、別記様式第 2 号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、消費・安全局長に提出するものとする。

第 4 個別事業関係

1 獣医療提供体制整備推進総合対策事業

事業実施主体は、獣医師の育成・確保を支援するため、次の事業を行うものとする。

(1) 獣医師養成確保修学資金給付事業

ア 将来、産業動物診療又は都道府県の家畜防疫員への就業を志す高校生等に対し、獣医系大学が設定する地域枠入学試験合格後、大学入学前に大学へ納付する費用を上限とする修学資金及び大学入学後、月額 18 万円（国公立大学は月額 10 万円）を上限とする修学資金を給付するとともに、修学資金の給付を受けた学生に対する就業状況の調査を行う。

（獣医師免許を取得後、給付月額が 5 万円以下の場合は給付期間の 4 分の 5 の期間（最大 7 年 6 か月間）、5 万円を超え 12 万円以下の場合は給付期間の 2 分の 3 の期間（最大 9 年間）、12 万円を超える場合は給付期間の 3 分の 5 の期間（最大 10 年間）を合算した期間、事前に取り決めた就業先で獣医師として従事しない場合、修学資金の返還を求める。）

イ 将来、産業動物診療又は都道府県の家畜防疫員への就業を志す獣医学生に対し、月額 18 万円（国公立大学は月額 10 万円）を上限とする修学資金を給付するとともに、修学資金の給付を受けた学生に対する就業状況の調査を行う。

（獣医師免許を取得後、給付月額が 5 万円以下の場合は給付期間の 4 分の 5 の期間（最大 7 年 6 か月間）、5 万円を超え 12 万円以下の場合は給付期間の 2 分の 3 の期間（最大 9 年間）、12 万円を超える場合は給付期間の 3 分の 5 の期間（最大 10 年間）を合算した期間、事前に取り決めた就業先で獣医師として従事しない場合、修学資金の返還を求める。）

(2) 臨床実習等支援事業

獣医師の育成・確保を推進するための検討会を開催するとともに、獣医学を専攻する学生を対象に、産業動物診療の現場における臨床実習、行政実習、畜種別疾病講習会、産業動物分野への理解醸成のための講習会等を実施する。

(3) 地域獣医療体制整備等支援事業

ア 未来の産業動物獣医師育成支援

小中高生や獣医学生等を対象とした産業動物獣医師の魅力を発信する取組や、女性獣医師等の職場復帰・再就職を支援するための研修、他分野から産業動物分野への転職を促す取組等の実施による産業動物獣医師の育成を支援する。

イ 地域獣医療提供体制整備支援

獣医療提供体制の整備に向けて、デジタル技術を活用した遠隔診療の普及推進、地域ニーズに沿った研修等の地域の獣医師を有効に活用した獣医療提供体制の整備に関する優良な取組を支援する。

ウ 獣医師需給等調査支援

獣医師の転職状況など獣医師の需給を把握するために必要な情報に関する調査を支援する。

(4) 産業動物遠隔診療緊急推進事業

産業動物に対し、効率的な診療を行うことが困難な地域において、遠隔診療を活用した高度な獣医療提供体制を整備する取組を支援する。

2 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を他の民間団体又は地方公共団体に委託して行うことができるものとする。この場合において事業実施主体は、委託先と実施に関する契約を締結し、消費・安全局長に届けなければならない。

3 その他

(1) 食品安全・消費者信頼確保対策事業費補助金等交付要綱（平成28年3

月29日付け27消安第6176号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別表1の事業のうち、補助対象とする経費の範囲及び補助率は、別表1のとおりとする。なお、補助対象経費の内容について、別表1の（1）の事業については別表2、（2）の事業については別表3、（3）の事業については別表4、（4）の事業については別表5のとおりとする。

(2) 地域獣医療体制整備支援のうち産業動物遠隔診療普及及び地域獣医療提供体制整備研修並びに産業動物遠隔診療緊急推進事業の実施に当たって

は、事業実施主体は別紙の事項に留意の上、事業を実施するものとする。

(3) 事業の実施に要する人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に

要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）及び「委託事業における人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第9

6 1 号大臣官房経理課長通知) に基づき適切に算定するものとする。

(4) 畜産安全対策事業の実施につき必要な事項は、この通知に定めるもののほか、消費・安全局長が別に定めるものとする。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成30年度事業の申請に係る手続については、この改正の施行前においても、改正後の様式により行うことができる。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成31年度事業の申請に係る手続については、この改正の施行前においても、改正後の様式により行うことができる。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和2年度事業の申請に係る手続については、この改正の施行前においても、改正後の様式により行うことができる。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和3年度事業の申請に係る手続については、この改正の施行前においても、改正後の様式により行うことができる。

附 則

この改正は、令和4年5月12日から施行する。ただし、令和4年度事業の申請に係る手続については、この改正の施行前においても、改正後の様式により行うことができる。

附 則

この改正は、令和4年12月9日から施行する。ただし、産業動物遠隔診療推進事業の申請に係る手続については、この改正の施行前においても、改正後の様式により行うことができる。

附 則

この改正は、令和5年3月30日から施行する。ただし、令和5年度事業の申請に係る手続については、この改正の施行前においても、改正後の様式により行

うことができる。

附 則

この改正は、令和5年11月29日から施行する。ただし、産業動物遠隔診療推進事業の申請に係る手続については、この改正の施行前においても、改正後の様式により行うことができる。

附 則

この改正は、令和6年3月29日から施行する。ただし、令和6年度事業の申請に係る手続については、この改正の施行前においても、改正後の様式により行うことができる。

附 則

この改正は、令和6年12月17日から施行する。ただし、産業動物遠隔診療推進事業の申請に係る手続については、この改正の施行前においても、改正後の様式により行うことができる。

附 則

この改正は、令和7年3月31日から施行する。ただし、令和7年度事業の申請に係る手続については、この改正の施行前においても、改正後の様式により行うことができる。

附 則

この改正は、令和7年12月16日から施行する。ただし、産業動物遠隔診療緊急推進事業の申請に係る手続については、この改正の施行前においても、改正後の様式により行うことができる。

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知の改正前の通知に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

対象事業	補助対象経費	補助率
(1) 獣医師養成確保 修学資金給付 事業	<p>○高校生等に対して給付する<u>修学に要する経費</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>修学資金（入学時学納金）</u> (入学金、授業料（1年次前期分）、実習費等) 	1/2 以内
	<p>○獣医学生に対して給付する<u>修学に要する経費</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>修学資金（国公立大学生）</u>：10万円以内 ・<u>修学資金（私立大学生）</u>：18万円以内 	
	<p>○高校生等・獣医学生、共同負担者、獣医系大学等関係者 に対して、<u>修学資金事業の普及、連絡調整・指導等（修 学資金の給付を受けた学生に対する就業状況調査 のための連絡調整等を含む。）</u>に要する経費（第4 の1（1）アの事業を実施する場合）</p> <p><u>選考委員謝金、選考委員旅費、人件費、賃金、旅費、 貸借料、施設借料、通信運搬費、資料印刷費、普及活 動費、消耗品費その他本事業に必要な経費</u></p>	定額
	<p>○獣医学生、共同負担者、獣医系大学等関係者に対して、 <u>修学資金事業の普及、連絡調整・指導等（修学資金の 給付を受けた学生に対する就業状況調査のための 連絡調整等を含む。）</u>に要する経費（第4の1（1） イの事業を実施する場合）</p> <p><u>選考委員謝金、選考委員旅費、人件費、賃金、旅費、 貸借料、施設借料、通信運搬費、資料印刷費、普及活 動費、消耗品費その他本事業に必要な経費</u></p>	定額

<p>(2) <u>臨床実習等支援事業</u></p>	<p>○<u>獣医学生を対象とした産業動物の臨床実習、都道府県の家畜衛生行政実習の実施に要する経費</u></p> <p><u>講師謝金、講師旅費、賃借料、施設借料、通信運搬費、資料印刷費、学生宿泊費、学生旅費、委託費、プログラム実施費</u></p> <hr/> <p>○<u>獣医学生を対象とした畜種別疾病の講習会や産業動物分野への理解醸成のための講習会の開催に要する経費</u></p> <p><u>講師謝金、講師旅費、賃借料、施設借料、通信運搬費、資料印刷費、プログラム実施費</u></p> <hr/> <p>○<u>事業実施を推進するための検討会、事務等に要する経費</u></p> <p>(検討会) <u>委員謝金、委員旅費、資料印刷費</u></p> <p>(事務等) <u>人件費、賃金、旅費、通信運搬費、消耗品費その他本事業に必要な経費</u></p>	<p>定額</p>
<p>(3) <u>地域獣医療体制整備等支援事業</u> <u>ア 未来の産業動物獣医師育成支援</u></p>	<p>○<u>小中高生や獣医学生等を対象とした産業動物獣医師の魅力を発信する取組、女性獣医師等が職場復帰・再就職を図るための研修、雇用者への理解醸成等の職場環境の整備及び他分野から産業動物分野への転職を促す取組等の実施に要する経費</u></p> <p><u>(小中高生及び獣医学生等向けセミナー)</u> <u>講師謝金、講師旅費、賃借料、施設借料、通信運搬費、資料印刷費</u></p> <p><u>(女性獣医師等就業支援研修)</u> <u>e-ラーニング教材作成費</u></p> <p><u>(復職及び転職支援研修・職場環境整備)</u> <u>指導獣医師謝金、指導獣医師旅費、講師謝金、講師旅費、賃借料、施設借料、通信運搬費、資料印刷費、プログラム実施費</u></p>	<p>定額</p>

	<p><u>(他分野から産業動物分野への転職支援研修)</u> <u>指導獣医師謝金、指導獣医師旅費、賃借料、施設借料、資料印刷費、プログラム実施費</u></p> <p>○事業実施を推進するための検討会、事務等に要する経費</p> <p><u>(検討会)</u> <u>委員謝金、委員旅費、資料印刷費</u> <u>(事務等)</u> <u>人件費、賃金、旅費、通信運搬費、消耗品費その他本事業に必要な経費</u></p>	
<p>イ <u>地域獣医療提供体制整備支援</u></p>	<p>○<u>産業動物獣医療における遠隔診療の普及推進、小動物獣医療提供体制の整備に必要な情報収集及び地域の特性等を踏まえた産業動物獣医療提供体制の整備を図るための研修の実施に要する経費</u></p> <p><u>(産業動物遠隔診療普及推進)</u> <u>指導獣医師謝金、指導獣医師旅費、資料印刷費、e-ラーニング教材作成費、遠隔診療を行うための機器購入費、プログラム実施費</u> <u>(小動物獣医療関連情報収集)</u> <u>通信運搬費、資料印刷費、e-ラーニング教材作成費、プログラム実施費</u> <u>(地域獣医療提供体制整備研修)</u> <u>講師謝金、講師旅費、賃借料、施設借料、資料印刷費、e-ラーニング教材作成費、プログラム実施費</u></p> <p>○事業実施を推進するための検討会、事務等に要する経費</p> <p><u>(検討会)</u> <u>委員謝金、委員旅費、資料印刷費</u> <u>(事務等)</u> <u>人件費、賃金、旅費、通信運搬費、消耗品費その他本事業に必要な経費</u></p>	<p>定額</p>

<p>ウ <u>獣医師需給等調査支援</u></p>	<p>○<u>獣医師の転職状況など獣医師の需給を把握するために必要な情報に関する調査に要する経費</u></p> <p><u>(検討会)</u></p> <p><u>委員謝金、委員旅費、人件費、賃金、旅費、賃借料、資料印刷費</u></p> <p><u>(調査実施費)</u></p> <p><u>人件費、賃金、旅費、通信運搬費、資料印刷費、消耗品費その他本事業に必要な経費</u></p>	<p>定額</p>
<p>(4) <u>産業動物遠隔診療緊急推進事業</u></p>	<p>○<u>産業動物に対し、効率的な診療を行うことが困難な地域において、遠隔診療を活用した高度な獣医療提供体制の整備を図るために要する経費</u></p> <p><u>指導員謝金、指導員旅費、賃借料、施設借料、通信運搬費、資料印刷費、遠隔診療を行うための高度診療機器購入費、プログラム実施費</u></p> <hr/> <p>○<u>事業実施を推進するための検討会、事務等に要する経費</u></p> <p><u>(検討会)</u></p> <p><u>委員謝金、委員旅費、技術指導費、現地指導旅費、資料印刷費</u></p> <p><u>(事務等)</u></p> <p><u>人件費、賃金、旅費、通信運搬費、消耗品費その他本事業に必要な経費</u></p>	<p>定額</p>

獣医師養成確保修学資金給付事業の補助対象経費の内容について

	経費区分	内容
高校生等及び獣医学 生に対して給 付する 経費	修学資金（入学時学 納金）	本事業の給付対象者である産業動物獣医師を志す高校 生等に対して給付される大学入学前に大学へ納付する 経費
	修学資金（国公立大 学生・私立大学生）	本事業の給付対象者である産業動物獣医師を志す獣医 学生に対して給付される経費
連絡調 整・指導 等費	選考委員謝金	本事業に係る選定委員会において選考委員を務めた者 に対する謝礼に要する経費 （注）単価の算定に当たっては、実施主体の内部規定に よるものとする。選考委員旅費において同じ。
	選考委員旅費	選考委員が本事業に係る選定委員会への出席、打合せ 等を行うための旅費
	人件費	職員等が給付者面談、獣医系大学等説明会及び就業確認 に従事するために支払う実働に応じた対価及び技術指 導員に支払う実働に応じた対価
	賃金	本事業に係る資料収集・整理、各種集計等の事務を補佐 するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に 応じた対価（日給又は時間給）
	旅費	本事業に係る会議、説明会等への出席、打合せ等を行う ための旅費（実施主体の職員についてのものに限る。）
	賃借料	PC等事務機器リース料、サーバー使用料等の経費
	施設借料	本事業に係る会議、説明会等を開催する施設の借料
	通信運搬費	本事業に係る郵便料、運送料、電話料及びデータ通信料 並びに修学資金給付のための振込手数料
	資料印刷費	本事業に係る各種チラシ等の会議の資料及び報告書の 作成等に要する経費
	普及活動費	本事業に係るHP作成等の周知に要する経費
	消耗品費その他本事業 に必要な経費	本事業に係る各種事務用品（コピー用紙、封筒、ファイ ル、筆記用具等）の購入に要する経費、その他本事業を 実施する上で直接必要となる経費

臨床実習等支援事業の補助対象経費の内容について

経費区分	内容	
獣医学生を対象とした産業動物の臨床実習、都道府県の家畜衛生行政実習の実施に要する経費及び獣医学生を対象とした畜種別疾病の講習会や産業動物分野への理解醸成のための講習会の開催に要する経費	講師謝金	本事業に係る講習会において講師を務めた者に対する謝礼に要する費用 (注) 単価の算定に当たっては、実施主体の内部規定によるものとする。講師旅費において同じ。
	講師旅費	講師が本事業に係る講習会等への出席、打合せ等を行うための旅費
	賃借料	PC等事務機器リース料、サーバー使用料等の経費
	施設借料	本事業に係る研修会等を開催する施設の借料
	通信運搬費	本事業に係る郵便料、運送料、電話料、振込手数料及びデータ通信料
	資料印刷費	本事業に係る実習・講習会の資料の作成等に要する経費
	学生宿泊費	本事業に係る実習・講習会に参加する学生の宿泊について日数等に応じて計算される経費
	学生旅費	学生が本事業に係る実習・講習会に参加するための旅費
	委託費	本事業の実施に必要となる業務（外注することが必要かつ合理的・効果的な業務に限る。）のうち、他の事業者に外注するために要する費用
	プログラム実施費	本事業に係る実習・講習会を実施する上で必要となる資材費、バス等借料等の経費
事業実施を推進するための検討会、事務等に要する経費	委員謝金	本事業に係る検討会において委員を務めた者に対する謝礼に要する費用 (注) 単価の算定に当たっては、実施主体の内部規定によるものとする。委員旅費において同じ。
	委員旅費	委員が本事業に係る検討会等への出席、打合せ等を行うための旅費
	人件費	職員等が本事業の検討会等への出席、打合せ等を行うために支払う実働に応じた対価
	賃金	本事業に係る資料収集・整理、各種集計等の事務を補佐するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）
	旅費	本事業に係る会議、説明会等への出席、打合せ等を行うための旅費（実施主体の職員についてのものに限る。）
	通信運搬費	本事業に係る郵便料、運送料、電話料、振込手数料及びデータ通信料
	資料印刷費	本事業に係る各種チラシ等の会議、検討会等の資料及び報告書の作成等に要する経費
	消耗品費その他本事業に必要な経費	本事業に係る各種事務用品（コピー用紙、封筒、ファイル、筆記用具等）の購入に要する経費、その他本事業を実施する上で直接必要となる経費

地域獣医療体制整備等支援事業の補助対象経費の内容について

	経費区分	内容
小中高 生及び 獣医学 生向け セミナー、 女性 獣医師 等就業 支援研 修、復職 及び転 職支援 研修・職 場環境 整備及 び他分 野から の転職 支援研 修に要 する経 費	指導獣医師謝金	本事業に係る研修会等において専門的知識の提供に協力を得た獣医師に対する謝礼に要する経費 (注) 単価の算定に当たっては、実施主体の内部規定によるものとする。指導獣医師旅費、講師謝金及び講師旅費において同じ。
	指導獣医師旅費	指導獣医師が本事業に係る研修会等への出席、打合せ等を行うための旅費
	講師謝金	本事業に係るセミナーにおいて講師を務めた者に対する謝礼に要する費用
	講師旅費	講師が本事業に係るセミナー等への出席、打合せ等を行うための旅費
	賃借料	PC等事務機器リース料、サーバー使用料等の経費
	施設借料	本事業に係る研修会等を開催する施設の借料
	通信運搬費	本事業に係る郵便料、運送料、電話料、振込手数料及びデータ通信料
	資料印刷費	本事業に係る研修会等の資料及び報告書の作成等に要する経費
	e-ラーニング教材作成費	本事業に係る動画教材等の作成等に要する経費
	プログラム実施費	本事業に係る研修会等を実施する上で必要となる資材費、バス等借料等の経費
事業実施を推進するための検討会、事務等に要する経費 (第4 の1 (3)ア の事業	委員謝金	本事業に係る検討会において委員を務めた者に対する謝礼に要する費用 (注) 単価の算定に当たっては、実施主体の内部規定によるものとする。委員旅費において同じ。
	委員旅費	委員が本事業に係る検討会等への出席、打合せ等を行うための旅費
	人件費	職員等が本事業に係る検討会等への出席、打合せ等を行うために支払う実働に応じた対価
	賃金	本事業に係る資料収集・整理、各種集計等の事務を補佐するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)
	旅費	本事業に係る会議、説明会等への出席、打合せ等を行う

を実施する場合)		ための旅費（実施主体の職員についてのものに限る。）
	通信運搬費	本事業に係る郵便料、運送料、電話料、振込手数料及びデータ通信料
	資料印刷費	本事業に係る会議・検討会等の資料及び報告書の作成等に要する経費
	消耗品費その他本事業に必要な経費	本事業に係る各種事務用品（コピー用紙、封筒、ファイル、筆記用具等）の購入に要する経費、その他本事業を実施する上で直接必要となる経費
産業動物遠隔診療普及推進、小動物獣医療関連情報収集及び地域獣医療提供体制整備研修に要する経費	指導獣医師謝金	本事業に係る研修会等において専門的知識の提供に協力を得た獣医師に対する謝礼に要する経費 (注) 単価の算定に当たっては、実施主体の内部規定によるものとする。指導獣医師旅費、調査員謝金、調査員旅費、講師謝金及び講師旅費において同じ。
	指導獣医師旅費	指導獣医師が本事業に係る研修会等への出席、打合せ等を行うための旅費
	講師謝金	本事業に係る研修会において講師を務めた者に対する謝礼に要する費用
	講師旅費	講師が本事業に係る研修等への出席、打合せ等を行うための旅費
	賃借料	PC等事務機器リース料、サーバー使用料等の経費
	施設借料	本事業に係る研修会等を開催する施設の借料
	通信運搬費	本事業に係る郵便料、運送料、電話料、振込手数料及びデータ通信料
	資料印刷費	本事業に係る研修会等の資料及び報告書の作成等に要する経費
	e-ラーニング教材作成費	本事業に係る動画教材等を作成するための経費
	遠隔診療を行うための機器購入費	情報通信機器を用いた診療を行うための機器購入
	プログラム実施費	
		小動物獣医療関連情報収集及び地域獣医療提供体制整備支援研修に係る研修会等を実施する上で必要となる資材費、バス等借料等の経費
事業実施を推進するための	委員謝金	本事業に係る検討会において委員を務めた者に対する謝礼に要する費用 (注) 単価の算定に当たっては、実施主体の内部規定によるものとする。委員旅費において同じ。

<u>検討会、事務等に要する経費（第4の1（3）イの事業を実施する場合）</u>	<u>委員旅費</u>	<u>委員が本事業に係る検討会等への出席、打合せ等を行うための旅費</u>
	<u>人件費</u>	<u>職員等が本事業に係る検討会等への出席、打合せ等を行うために支払う実働に応じた対価</u>
	<u>賃金</u>	<u>本事業に係る資料収集・整理、各種集計等の事務を補佐するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）</u>
	<u>旅費</u>	<u>本事業に係る会議、説明会等への出席、打合せ等を行うための旅費（実施主体の職員についてのものに限る。）</u>
	<u>通信運搬費</u>	<u>本事業に係る郵便料、運送料、電話料、振込手数料及びデータ通信料</u>
	<u>資料印刷費</u>	<u>本事業に係る会議、検討会等の資料及び報告書の作成等に要する経費</u>
	<u>消耗品費その他本事業に必要な経費</u>	<u>本事業に係る各種事務用品（コピー用紙、封筒、ファイル、筆記用具等）の購入に要する経費、その他本事業を実施する上で直接必要となる経費</u>
<u>獣医師需給等調査支援に要する経費</u>	<u>委員謝金</u>	<u>本事業に係る検討会において委員を務めた者に対する謝礼に要する費用</u> <u>（注）単価の算定に当たっては、実施主体の内部規定によるものとする。委員旅費において同じ。</u>
	<u>委員旅費</u>	<u>委員が本事業に係る検討会等への出席、打合せ等を行うための旅費</u>
	<u>人件費</u>	<u>職員等が本事業に係る検討会等への出席、打合せ等を行うために支払う実働に応じた対価</u>
	<u>賃金</u>	<u>本事業に係る資料収集・整理、各種集計等の事務を補佐するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）</u>
	<u>旅費</u>	<u>本事業に係る会議、説明会等への出席、打合せ等を行うための旅費（実施主体の職員についてのものに限る。）</u>
	<u>賃借料</u>	<u>PC等事務機器リース料、サーバー使用料等の経費</u>
	<u>通信運搬費</u>	<u>本事業に係る郵便料、運送料、電話料、振込手数料及びデータ通信料</u>
	<u>資料印刷費</u>	<u>本事業に係る各種チラシ等の会議、検討会等の資料、報告書及び調査のための資料の作成等に要する経費</u>
<u>消耗品費その他本事業に必要な経費</u>	<u>本事業に係る各種事務用品（コピー用紙、封筒、ファイル、筆記用具等）の購入に要する経費、その他本事業を実施する上で直接必要となる経費</u>	

産業動物遠隔診療緊急推進事業の補助対象経費の内容について

経費区分	内容	
産業動物に対する遠隔診療を活用した高度な獣医療提供体制の整備を図るために要する経費	指導員謝金	本事業に係る研修会等において指導員を務めた者に対する謝礼に要する経費
	指導員旅費	指導員が本事業に係る研修会等へ出席、打合せ等を行うための旅費
	賃借料	PC等事務機器リース料、サーバー使用料等の経費
	施設借料	本事業に係る研修会等を開催する施設の借料
	通信運搬費	本事業に係る郵便料、運送料、電話料、振込手数料及びデータ通信料
	資料印刷費	本事業に係る会議、検討会等の資料及び報告書の作成等に要する経費
	遠隔診療を行うための高度診療機器購入費	ポータブルエコー等を用いた診療を行うための機器購入費
事業実施を推進するための検討会、事務等に要する経費	プログラム実施費	情報通信機器を用いた診療を行うための機器購入、遠隔診療を実施するためのシステム使用料等に要する経費
	委員謝金	本事業に係る検討会において委員を務めた者に対する謝礼に要する費用 (注) 単価の算定に当たっては、実施主体の内部規定によるものとする。委員旅費において同じ。
	委員旅費	委員が本事業に係る検討会等への出席、打合せ等を行うための旅費
	人件費	職員等が本事業に係る検討会等への出席、打合せ等を行うために支払う実働に応じた対価
	賃金	本事業に係る資料収集・整理、各種集計等の事務を補佐するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)
	旅費	本事業に係る会議、説明会等への出席、打合せ等を行うための旅費(実施主体の職員についてのものに限る。)
	通信運搬費	本事業に係る郵便料、運送料、電話料、振込手数料及びデータ通信料
	資料印刷費	本事業に係る会議、検討会等の資料及び報告書の作成等に要する経費
	消耗品費その他本事業に必要な経費	本事業に係る各種事務用品(コピー用紙、封筒、ファイル、筆記用具等)の購入に要する経費、その他本事業を実施する上で直接必要となる経費

(別紙)

1 地域獣医療体制整備等支援事業のうち地域獣医療体制整備支援のうち産業動物遠隔診療普及（以下「遠隔診療普及」という。）の実施に当たって事業実施主体が留意すべき事項

(1) 事業実施主体は、事業に係る推進委員会を設置することとする。推進委員会は、遠隔診療普及の実施地域及び実施計画の内容が、情報通信機器の活用等により地域の特性を踏まえた産業動物獣医療提供体制を整備する上で適切であることについて確認することとする。事業実施主体は、適切であると判断した実施計画に基づき、遠隔診療普及を実施する。

(2) 事業実施主体は、実施計画の実施責任者に対して、実施計画を実施するために必要な経費の範囲内で経費を支弁する。ただし、遠隔診療普及の実施に必要な情報通信機器については、事業実施主体が自ら購入することとし、当該情報通信機器の管理は実施計画の実施責任者に行わせるものとする。

2 地域獣医療体制整備支援事業のうち地域獣医療体制整備支援のうち地域獣医療提供体制整備研修（以下「地域整備研修」という。）の実施に当たって事業実施主体が留意すべき事項

(1) 事業実施主体は、事業に係る推進委員会を設置することとする。推進委員会は、地域整備研修の実施地域及び実施計画の内容が、地域の特性を踏まえた産業動物獣医療提供体制を整備する上で適切であることについて、都道府県計画（獣医療法（平成4年法律第46号）第11条第1項に規定する都道府県計画をいう。）を参考に確認することとする。事業実施主体は、適切であると判断した実施計画に基づき、地域整備研修を実施する。

(2) 3か月以上12か月未満の長期間における研修（1月当たりの研修日数は15日以上とする）を実施する場合は、獣医師法（昭和24年法律第186号）第16条の2第1項に基づき農林水産大臣の指定する診療施設において、当該診療施設で1年以上雇用されていない者であって、長期研修の全ての期間について研修に参加できる者を対象に研修を実施することとし、事業実施主体は、当該研修を実施する診療施設に対して、研修参加人数にかかわらず、研修日数1日当たり1万円を上限として研修経費を負担するものとする。

3 産業動物遠隔診療緊急推進事業（以下「遠隔診療緊急推進」という。）の実施に当たって事業実施主体が留意すべき事項

(1) 事業実施主体は、事業に係る推進委員会を設置することとする。推進委

員会は、遠隔診療緊急推進の実施地域及び実施計画の内容が、産業動物に対し、効率的な診療を行うことが困難な地域において、遠隔診療を活用した高度な獣医療提供体制の整備をする上で適切であることについて確認することとする。事業実施主体は、適切であると判断した実施計画に基づき、遠隔診療緊急推進を実施する。

- (2) 事業実施主体は、実施計画の実施責任者に対して上記実施計画を実施するために必要な経費の範囲内で経費を支弁する。ただし、遠隔診療緊急推進の実施に必要となる高度診療機器については、事業実施主体が自ら購入することとし、当該高度診療機器の管理は実施計画の実施責任者に行わせるものとする。

別記様式第1号（第3の1の関係）

動植物防疫対策事業実施計画書
（畜産安全対策事業）

年 月 日

（所在地）
（事業実施主体名）
（代表者氏名）

第1 年度事業計画書

事業実施 主体名	事業種 類	事業細 目	事業 費	負担区分			事業の委 託	備 考
				国庫補 助金	事業実施 主体	その 他		
			千円	千円	千円	千円	(1) 委託 先 (2) 委託 する事 業内容 及びそ れによ る経 費	
合	計							

第2 個別事業関係添付資料

獣医療提供体制整備推進総合対策事業関係

1 事業の目的

2 事業の内容

獣医療提供体制整備推進総合対策事業

[事業名]

事業の内容	事業の実施計画

(注) 1 事業名については、獣医師養成確保修学資金給付事業、臨床実習等支援事業、地域獣医療体制整備等支援事業又は産業動物遠隔診療緊急推進事業のうちから該当する事業を記載すること。

2 事業の内容欄には、事業の概要及び事業の実施に当たっての基本的な考え方、実施の方法等について簡潔に記載すること。

3 変更の場合には、「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、変更前の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。

別記様式第2号（第3の2の関係）

動植物防疫対策事業の交付決定前着手届（ 年度）

番 号
年 月 日

農林水産省消費・安全局長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者 氏 名 _____

動植物防疫対策事業実施要領（平成28年3月29日付け27消安第6184号農林水産事務次官依命通知）第4の2の規定により、別紙の事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 第1 事業内容
- 第2 事業費及び国費
- 第3 着手予定年月日
- 第4 事業完了予定年月日
- 第5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

（注）別記様式第1号（第3の1の関係）を別紙として添付すること。